

令和7年10月1日

児童扶養手当の支給誤りについて

児童扶養手当の一部に支給誤りがありました。詳細は下記のとおりです。

記

1 概要

児童扶養手当については、前年度の所得額等により支給額が決定することになっており、給与所得または公的年金所得の場合、所得額から10万円を控除して算定し、事業所得の場合はその控除を適用しないことになっております。

このたび、事業所得のある受給者2名について、10万円を控除し所得額を算定していたため、令和6年度及び令和7年度に過大支給していることが判明しました。

2 経過

9月26日 台帳を確認したところ、事業所得の受給者にもかかわらず10万円控除され、所得額が算定されていることが判明

9月29日～30日 全受給者の所得額を再度確認したところ、別の受給者1名分が新たに判明

9月30日 該当者2名へ謝罪のうえ内容を説明し、過払分の返還について了承済み

3 支給誤りの状況(2名)

(1)令和6年11月から令和7年8月分 過大支給額29,200円

(2)令和6年11月から令和7年8月分 過大支給額25,300円

4 原因

所得情報入力担当職員の確認不足によるもの。

5 再発防止

マイナンバーによる所得情報のシステム連携の検討や事務フローを見直すとともに、複数職員による十分な確認作業を徹底します。

担当:こども政策課 子育て給付係
課長 佐藤、係長 二階堂
電話 024-572-7103(直通)